

令和3年第11回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年11月5日（金） 開会 午後1時30分
閉会 午後3時30分

2. 場 所 東区地域福祉センター3階 大会議室1・2

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	梶山 正治（欠席）
7	伊藤 信彦	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	沼田 聖	12	沖田 光春
13	河野 信義	14	谷口 憲	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

6番 梶山 正治

6. 議事録署名者

11番 沼田 聖 12番 沖田 光春

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 大畦 裕之 事務局次長 石原 健二
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 有馬 隆幸
技 師 森下 まゆ

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について

- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (6) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- (7) 広島農業振興地域整備計画書の変更に係る意見聴取について
- (8) 広島農業振興地域整備計画（土地利用計画）の変更に係る意見聴取について
- (9) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- (10) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用許可取消の専決処理について
- (6) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (7) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・農政に係る審議事項

- (1) 遊休農地について

・その他

- (1) 令和4年度市長意見書の提出・議長要請結果報告について
- (2) 広島市議会決算特別委員会 農業関係質疑の要旨
- (3) 令和3年度第4回地区協議会の日程について
- (4) 令和3年11月の現地調査日程について

議 事

事務局（大畦局長）

定刻となりましたので、総会を開催させていただきます。

なお、本日の総会終了後に、農業委員、推進委員の次期改選に係る定数等について、説明させていただきます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議 長（福島会長）

それでは、令和３年第１１回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。佐伯区湯来町伏谷地区の小林推進委員、よろしくお願いいたします。

本日の欠席者は６番、梶山委員です。出席者が過半数に達しており、総会は成立します。

会議に入る前に、本日の議事録署名者を指名します。

１１番、沼田委員、１２番、沖田委員にお願いします。

それでは、審議に入ります。

議案第１号、「農地法第３条の規定による許可申請」についてでございますが、議案番号の３番は岩重委員に関する案件です。

農業委員会等に関する法律第３１条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますので、初めに議案番号３番を除く６件を上程します。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第１号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第３条の許可申請のうち議案番号３番を除く６件について説明します。

議案の３ページ、４ページをご覧ください。

１番、４番及び５番は、経営規模拡大のため、申請地を取得するものです。

２番は、生前贈与により、父から子へ農地を譲り渡すものです。

６番は、共有地の持分を取得し、経営の安定化を図るものです。

７番は、農地を譲り受け、新規に就農するものです。譲受人は外国籍を有する方ですが、譲受人が農地の権利取得ができる在留資格があることを在留カードにより確認

しています。(在留資格：譲受人は経営・管理、妻は技術・人文知識・国際業務) パクチー、クシンサイをはじめとする多品目を栽培し、譲受人が経営する飲食店へ出荷する旨の営農計画書が添付されています。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第1号のうち議案番号3番を除く6件の説明を終わります。

議 長（福島会長）

議案第1号、議案番号3番を除く6件について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番は私から説明します。10月20日に溝口委員、事務局2名と現地調査を行いました。譲受人が経営規模拡大のため農地を取得し、葉物野菜を栽培する予定です。現地はきちんと管理されており、問題はありません。

議 長

2番は梶山委員ですが、本日は欠席です。意見は事務局に伝えているという事ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

梶山委員から意見を伺っていますので、事務局から説明します。

10月22日に、梶山委員、伊藤委員、事務局職員で現地を確認しました。

今回は、父から子への経営移譲で、3年に渡り、少しずつ所有権移転していましたが、今回の申請でブドウ園の周りの農地は、全て引き渡しが終わることになります。

現地はブドウ園として、しっかりと耕作されており、今回の許可申請について異議はありません。

議 長

4番、下谷委員。

下谷委員

9番の下谷です。昨年度に農地法第3条許可で譲渡人から使用貸借していた申請地を、この度贈与を受けるものですが、現地はきちんと耕作されており、問題はありません。

議 長

5 番、6 番、沖田委員。

沖田委員

1 2 番の沖田です。1 0 月 1 9 日に沼田委員、事務局職員が現地を確認し、私は後日調査いたしました。5 番については、経営規模拡大のため農地を取得するということですが、現地も果樹が栽培されており、問題はありません。6 番については、共有地の持分を取得するということですが、畑として耕作及び管理されており、問題はありません。

議 長

7 番、河野芳徳委員。

河野芳徳委員

1 5 番の河野です。1 0 月 1 8 日に山縣委員、事務局職員と現地を調査いたしました。譲受人は外国籍を有する方ですが、事務局説明のとおり、農地を所有する資格については確認済みであり、新規に家族経営の飲食店に出荷するための野菜等、多品目を栽培するとのことです。現地は休耕でしたが、耕作に向けて準備を行っている現況であり、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案番号 3 を除く 6 件を許可することに決定します。

続いて、議案番号 3 番の案件に入ります。岩重委員は退席をお願いします。

(岩重委員 退席)

議 長

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請の議案番号3番について説明します。

議案の3ページをご覧ください。

3番は、経営規模拡大のため農地を譲り受けるものです。

本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

本件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案番号3番の説明を終わります。

議 長

議案番号3番について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。己斐委員、お願いします。

己斐委員

3番の己斐です。10月19日に事務局職員と現地調査を行いました。下谷委員におかれましては、別日に調査を行っていただいています。この案件は譲受人が隣接地を居住用の土地として購入するに当たり、譲渡人が申請地へ進入し耕作をすることが難しくなることから、隣接地と共に規模拡大の為、購入し耕作を行う申請です。異議はありません。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、3番を許可することに決定いたします。

岩重委員の着席をお願いします。

(岩重委員 着席)

議 長

岩重委員、議案第1号の議案番号3番について案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請」について2件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の2件について説明します。

議案の5ページをご覧ください。

1番、2番とも雑種地への転用事案で、貸駐車場として利用するものです。

申請地はいずれも、市街化調整区域内の農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、1番は第3種農地、2番は第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われまふ。

なお、1番、2番の案件は、既に転用済みとなっておりますが、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

1番、2番の案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2番の鍛冶山です。10月20日に事務局職員と現地調査を行いました。申請地については、豪雨災害による被災地域であり、流入した土砂の撤去作業がほぼ終わった状況であります。現地は既に駐車場の一部となっておりますが、近隣に農地はなく、問題はないと思います。

議 長

2番、奥田委員。

奥田委員

18番の奥田です。10月20日に事務局職員と現地調査を行いました。申請地は既に駐車場として利用していましたが、近隣に耕作中の農地はなく、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請」についてでございますが、議案番号の5番は岩重委員に関する案件です。

農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますので、初めに議案番号5番を除く9件を上程します。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請のうち議案番号5番を除く9件について、説明いたします。

議案の6ページ、7ページをご覧ください。

1番、2番は雑種地への転用事案で、不動産賃貸業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、駐車場及び資材置場として整備し、隣接する墓苑の墓参者用駐車場等として、宗教法人に貸借しようとするものです。なお、墓参用駐車場における墓地、埋葬等に関する法律との関係は、墓地区域に含めることが必須条件ではないことを関係機関に確認済みであり、また、申請地は昭和50年9月13日に土地改良法による換地処分を受けた土地ですが、非補助の土地改良事業であり、公費を投じていないこと及び、事業面積が10ha未満であるため、第1種農地ではないことも確認済みです。

3番は雑種地への転用事案で、土木工事業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、駐車場及び資材置場として利用しようとするものです。

4番は雑種地への転用事案で、土木工事業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、資材置場として利用しようとするものです。なお申請地は平成26年8月20日豪雨災害による土砂の堆積で改廃した農地であり、現況も一部を残し耕作不適地となっています。

6番は雑種地への転用事案で、バイク販売修理業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、バイク置場として利用しようとするものです。自宅兼店舗は東区にありますが、申請地の道路向かいに土地建物を購入し、休日はそこで過ごしており、商品管理等に便利のため申請地を取得するとのこと。

7番は宅地への転用事案で、介護保険制度及び支援費制度関連施設を運営する譲受人が、申請地を借り受け、グループホーム及び駐車場として利用しようとするものです。

8番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、自宅への進入路を拡幅しようとするものです。なお申請地は平成9年度から平成12年度に実施された「基盤整備促進事業」区域内の農地で、異種目換地を受けた非農用地区域内の土地であり、第1種農地の不許可の例外に該当するものと思われます。(第1種農地の不許可の例外「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」に該当)

9番は宅地への転用事案で、製造業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、隣接地の宅地と併せて倉庫及び駐車場として利用しようとするものです。

10番は雑種地及び宅地への転用事案で、建築工事業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、駐車場、資材置場及び事務所建物の庭敷として利用しようとするものです。

申請地は8番を除き、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

7番及び10番の案件は、申請地の一部が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

8番を除く案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

8番については、第1種農地に該当するため、本総会で承認されますと、11月18日(月)に開催される、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第3号の議案番号5番を除く9件について説明を終わります。

議 長

議案第3号の議案番号5番を除く9件について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺い致します。1番、2番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2番の鍛冶山です。1番、2番について10月20日に事務局職員と現地調査を行いました。現地は墓地区画の西側にあり、原野化している状況でした。

墓理法や土地改良法に関することは、先ほどの事務局説明の理由から、転用に際し支障はありません。近隣に農地はなく、許可相当と認めます。

議 長

3番、梶山委員ですが、本日は欠席です。意見は事務局に伝えているという事ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

梶山委員から意見をお預かりしていますので、事務局から説明いたします。

10月22日に事務局職員2名と現地調査を行いました、現地は畑の現況でした。譲受人は2台分の駐車場及び資材置場として利用しようとするものですが、近隣農地に影響を及ぼす恐れもなく、許可相当と認めますとのことでした。

議 長

4番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。10月19日に事務局職員と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、平成26年の豪雨災害により被災した農地であり、災害復旧のために資材置場として一時転用した後も耕作不適地となっていたところへ、この度譲受人が代表を務める法人が資材置場として利用しようとするものであり、転用はやむを得ないと認めます。

議 長

6番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。10月19日に事務局職員と現地調査を行いました。旧市内でバイクの販売修理業を営んでいるが、店舗に入りきれないバイクの置場と

して利用する申請です。オイルが流失しないよう、耐油シートを設置する、周辺に管理道を設ける等、環境に配慮するとのことで、問題はないと考えます。

議 長

7 番、河野信義委員。

河野信義委員

13 番の河野です。10 月 19 日に事務局職員と現地調査を行いました。元々、グループホームの駐車場として利用していた所に施設拡張するため、新たに駐車場用地として、隣接する申請地を利用しようとするものであり、問題はありません。

議 長

8 番、山縣委員。

山縣委員

16 番の山縣です。10 月 18 日に事務局職員と現地調査を行いました。譲受人の自宅への進入路を拡幅しようとするものであり、問題ありません。

議 長

9 番、吉田委員。

吉田委員

17 番の吉田です。9 番の案件は、譲渡人は不在地主で、本人及び親族は県外在住で、今後も農地として活用する見込みはありません。申請地は商工業地に近く、法人に売却するもので、許可相当で異議はありません。

議 長

10 番、奥田委員。

奥田委員

18 番の奥田です。10 月 20 日に事務局職員と現地調査を行いました。空き家を法人事務所として取得していたものであり、今回、この法人事務所に隣接する申請地を資材置場、駐車場及び庭敷として利用しようとするものであり、問題ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、8番を除く9件を許可することに決定いたします。

8番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続いて、議案番号5番の案件に入ります。岩重委員は退席をお願いします。

(岩重委員 退席)

議 長

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の議案番号5番について、説明いたします。

議案の6ページをご覧ください。

5番は宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、住宅を建設しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

5番の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第3号の議案番号5番の説明を終わります。

議 長

議案番号5番について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意

見をお伺いします。己斐委員、お願いします。

己斐委員

3番の己斐です。10月19日に事務局職員と現地調査を行いました。この案件は岩重委員が居住用住宅を新築する申請です。隣地への耕作には影響はありません。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、5番を許可することに決定いたします。
岩重委員の着席をお願いします。

(岩重委員 着席)

議 長

岩重委員、議案第3号の議案番号5番について案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請」について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明いたします。

議案の8ページをご覧ください。

本案件は、住宅敷地の拡張、駐車場及び資材置場への転用目的で、令和2年11月6日付けで農地法第5条の許可を受けたものです。

当初は、令和3年2月28日までに完了する予定でしたが、土地の売買条件である境界確定に時間を要しているため、完了予定を令和3年10月31日とする、履行延期の承認を受けていましたが、コロナ禍の影響で、関係者への境界立会等が進まなかったため、今回、完了予定を令和4年2月28日とする、履行延期の承認申請があったものです。

なお、先ほど述べました延期理由により、所有権移転は完了していません。

以上で議案第４号の説明を終わります。

議 長

議案第４号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。１番、河野信義委員。

河野信義委員

１３番の河野です。１０月１９日に事務局職員と現地調査を行いました。申請地に接している私道の境界確認に時間を要するということで、前回、工事完了予定を１０月３１日としていたところですが、事務局説明のとおり、コロナ禍の影響で、再度履行延期申請するものです。なお現在は順調に進捗しているとのことです。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、１件を承認することに決定いたします。

続きまして、議案第５号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明申請」についてですが、先月の総会で河野芳徳委員から質問いただきました点につき、事務局から説明がありますので、よろしくお願いします。

事務局（平木主幹）

先月の総会の時に河野芳徳委員からご質問がありました相続税の納税猶予についてご説明させていただきます。

まず、相続税の納税猶予を受けている相続人が亡くなった場合、納税猶予はどうかというご質問についてですが、相続人が亡くなれば、納税猶予の税額の免除が確定します。これは、猶予されている相続税の納税が免除されるということです。

続いて、相続人が耕作できなくなった場合は、他の者が耕作を行っても良いのかというご質問についてですが、相続人が病気や障害など農業を継続することが困難な事情が生じた場合、営農困難時貸付制度というものがあり、税務署

に届け出て、農地を他の者に貸し付けて耕作してもらうことにより、引き続き納税猶予が継続されます。ただ、必ずしもこの制度が活用できるかは、わかりませんので、耕作することができない状況が生じた場合は、税務署に相談をしていただきたいと思います。

また、相続人が農業の経営権を持ったままで、農作業の一部または全部を他の者に委託することは問題ありませんが、相続人が経営権を持たず、農地を他の者に貸し付ける、いわゆる「丸投げ」は認められません。

最後に、納税猶予を受けている相続人以外の者が耕作している場合があるが、農業委員会として確認しなくてもよいのかというご質問についてですが、事務局では3年ごとに「引き続き農業経営を行っている旨の証明」の申請を受ける際に、相続人との面談や、現地調査時に相続人から聴き取りを行うこと等により、相続人自らが耕作を行っているか確認をしております。

なお、相続人以外の者が耕作を行っていることを把握した場合は、直接税務署に連絡をすることとなります。これは、農業委員会の業務は税務署からの依頼に基づき、現地調査を行い耕作状況の確認をし、証明書を交付することで、これ以外のことについては税務署の所管となるためです。税務署の職員には、法律に定められた質問検査権があります。これは適正公平な課税の確保の観点から、納税義務者等に対して質問をし、調査をすることができる権限が与えられていますが、農業委員会には、そのような調査権はありませんので、直接税務署に連絡することとなりますので、よろしくお願いします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

このことにつきまして、農家の方から質問があった場合は、この説明を踏まえ、適切なアドバイスをお願いいたします。また、詳細につきましては、管轄の税務署にお問い合わせいただくよう、案内をお願いします。

それでは、議題に入ります。今回は2件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としましては、

- ① 被相続人が農業を営んでいたか
- ② 相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか
- ③ 申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているか（耕作しているか）

などを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の9ページをご覧ください。

今回、2件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。

この申請につきましては、先ほど申し上げました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

議案第5号について、事務局の説明が終わりました。1番について、担当である私から説明いたします。

この案件は10月20日に事務局職員と現地調査を行いました。申請地は自宅に隣接する農地であり、除外部分としている自宅への進入路を除き、野菜、果樹が栽培されており、問題はありません。

議 長

2番、佐藤委員。

佐藤委員

10番の佐藤です。10月19日に事務局職員と現地調査を行いました。申請地は水稻が栽培されており、適正に耕作されていると認められ、問題はありません。なお除外部分は公衆用道路、通路及び庭敷です。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第6号、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画」についてでございますが、議案番号の8番は岩重委員に関する案件です。また、本案件は所有者から農地中間管理機構が借り受け、担い手に転貸する事案の一部ですので、議案番号7番から12番が関係事案となります。

農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますので、初めに議案番号7番から12番を除く44件を上程します。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第6号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画のうち議案番号7番から12番をのぞく44件についてですが、資料の訂正をお願いいたします。

議案の13ページ、議案番号22番の担当委員が吉田委員となっておりますが、正しくは奥田委員です。その下、23番の担当委員が吉田委員となっておりますが、正しくは児玉委員です。申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いします。

それでは、議案について説明いたします。

農家等からの利用権設定の申し出に基づき、広島市が作成した農用地利用集積計画案について、令和3年10月15日付けで、広島市長から農業委員会会長へ審議依頼がありました。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の「市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」という規定によるものです。

それでは、議案の10ページから19ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の内容は議案のとおりです。

利用権設定の新規分として36件、継続分として利用権設定の終期が本年11月30日までとなっている計画の更新が14件となっております。

新規分について説明をいたします。

2番、3番は経営規模拡大のため、地権者から（一財）広島県森林整備・農業振興財団（以下、「農地中間管理機構」という。）が借り受け、法人等に転貸するものです。25番から36番は地権者から農地中間管理機構が借り受け、「ひろしま活力農業」経営者育成事業の第23期生2名の新規就農地として転貸するものです。なお、湯来町の面積に()で書かれている実測面積についてですが、対象地は現在、国土交通省による地籍調査が行われており、縦覧後に()

の面積が登記簿に記載される見込みであるため表記しています。

その他は、いずれも経営規模拡大のため、農地を借り受けるものです。

続いて継続分について、内容は議案のとおりです。

上程した44件につきましては、経営面積・農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び広島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想にある利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和3年12月1日に公告を行い効力が発生することとなります。

以上で議案番号7番から12番を除く44件の説明を終わります。

議 長

議案番号7番から12番を除く44件について、事務局の説明が終わりました。このうち、継続分については、引き続き営農活動が行われております。新規分の30件について、担当委員のご意見をお伺いします。1番から3番、伊藤委員。

伊藤委員

7番の伊藤です。1番は活力生の〇〇さんが、経営規模拡大のため、ひとまず1年間の利用権設定を受け野菜を栽培するものです。2番、3番は農事組合法人が経営規模拡大のために中間管理機構経由で10年間の利用権設定を受け水稻を栽培するものです。いずれも問題はありません。

議 長

4番から6番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。11月3日に現地調査を行いました。4番、5番は㈱〇〇農園が野菜を栽培するため、6番は同法人の代表者個人が水稻を栽培するため利用権の設定を受け経営規模を拡大するもので、異議はありません。

議 長

13番、14番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。10月26日に現地確認をいたしました。13番は㈱〇〇農園の社長である〇〇さんの水稻による規模拡大です。異議はありません。14番は青年等就農計画認定者並びに“スローライフで夢づくり”新規就農者で、約1,000㎡のハウスで葉物野菜、露地でキュウリ、オクラ、カボチャ等を

栽培し、今回は約1,200㎡の畑でブドウ栽培、残りの1,500㎡で露地野菜を栽培する計画を作成し、規模拡大して頑張っています。

議 長

15番、河野芳徳委員。

河野芳徳委員

15番の河野です。新規就農の案件であり、コケを栽培するため3年の利用権を設定するものですが、内2年を生育期間とし、3年目頃から随時出荷予定との営農計画書が提出されていますので、計画に沿って営農を行うものと思います。異議はありません。

議 長

16番から21番、24番から36番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。16番ですが、10月25日に現地調査を行いました。

利用権の設定を受ける〇〇さんは、畜産農家へ出荷する目的で飼料作物の生産を始めた方で、遊休地利活用でとても良いことで特にありません。

17番から19番は、利用権の設定を受ける方が同一のため一括して申し上げます。10月25日に木村推進委員と共に調査いたしました。設定を受ける30代の〇〇さんは、青年実業家として当地で大豆を生産開始するとのことで特にありません。

20番の案件ですが、本件も10月25日に調査聞き取りいたしました。〇〇さんは、繁殖牛20頭の畜産家で、飼料作物の面積拡充とのことで特にありません。

次に24番ですが、11月1日に現地調査確認いたしました。設定を受ける〇〇さんは五日市からの通勤家族農業で、年々耕作面積の拡充をされており地域として歓迎するところです。

25番、26番は一括で申し上げます。25番は土地権利者から中間管理機構へ、26番はその転借人であり、第23期活力農業研修生の就農地目的であり特にありません。

27番から35番及び36番を一括して申し上げます。まず27番から35番の9件は36番の利用権を受ける活力農業経営育成事業で第24期生の受け入れを目的とした、当地区の熱意から取りまとめた土地であり、歓迎と期待を致すところです。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので議案第6号の7番から12番を除く44件について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

続いて、議案番号7番から12番の案件に入ります。岩重委員は退席をお願いします。

(岩重委員 退席)

議 長

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第6号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の7番から12番の6件について、説明いたします。

11ページをご覧ください。

7番から12番は地権者から農地中間管理機構が借り受け、「ひろしま活力農業」経営者育成事業の第23期生1名の新規就農地として転貸するものです。

本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和3年12月1日に公告を行い効力が発生することとなります。

以上で議案番号7番から12番の6件の説明を終わります。

議 長

議案番号7番から12番について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。7番から12番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。10月26日に現地確認をいたしました。7番から11番は遊休農地であった所に活力生の候補地として整備し、約6,300㎡の農地に面積約3,000㎡のハウス12棟が建てられています。

この度、農業振興財団が地権者より借り受ける案件ですが、異議はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第6号の7番から12番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

岩重委員の着席をお願いします。

(岩重委員 着席)

議 長

岩重委員、議案第6号の議案番号7番から12番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第7号、「広島農業振興地域整備計画書の変更に係る意見聴取」について上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第7号、広島農業振興地域整備計画書の変更に係る意見の聴取について説明いたします。

本件につきましては、議案の20ページの説明にありますように、広島市が策定した農業振興地域整備計画書の本文について、前回、平成18年度の変更から15年が経過するとともに、令和2年度末に第6次広島市基本計画に基づく農業振興施策体系を整理したことから、別冊1のとおり本計画書の見直しを

行いました。

広島市が策定している農業振興地域整備計画書を変更しようとする場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、広島市長は農業委員会に意見を聴くこととなっており、この度、意見の照会があったものです。

主な変更内容は、議案に記載しているとおりです。詳細は、別冊2「広島農業振興地域整備計画書新旧対照表」をご覧ください。赤字に下線が引いてある部分が変更箇所となっています。

なお、本計画書は経済観光局農政課から、農林整備課、各区農林課、農林水産振興センター及び農業委員会事務局に令和3年10月5日付で意見聴取依頼があり、別冊1の計画書（案）は関係各所の意見を反映されたものとなっています。

以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたが、広島農業振興地域整備計画書の改定案について、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、議案第7号の改定案について、「意見なし」と、市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第8号、「広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取」について23件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第8号、広島農業振興地域整備計画（土地利用計画）の変更に係る意見の聴取について説明いたします。

本件につきましては、議案の21ページの説明にありますように、広島市が当初に計画していた農業振興地域整備計画を変更しようとする場合は、農業振

興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、広島市長は農業委員会に意見を聴くこととなっており、この度、意見の照会があったものです。

変更内容は、議案に記載しているとおりです。

今回、ご審議いただくのは、令和3年8月末までに「土地利用計画変更申出書」が提出されたものです。農地法第4条許可申請予定の案件が3件、農地法第5条許可申請予定の案件が19件、非農地証明に係る案件が1件、合計23件、37筆を農用地区域から除外しようとするものです。

農用地区域から除外する案件のうち、農地法第4条、第5条の許可申請予定となる案件の詳細は、議案の28ページから31ページ「農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取に伴う参考資料」のとおりです。

審議事項の案件ごとに、議案の表の右端の理由欄に関連する番号を「別紙農地法第○条許可申請予定の○番」と記載しております。

農地法第4条、第5条の許可申請予定の案件については、いずれも担当委員と事務局職員が現地調査を行っています。

この度の農業振興地域整備計画の変更につきまして、広島市は、農業委員会の意見聴取の後、広島県との事前協議、広島市農業振興対策審議会への諮問等を経て、今年12月下旬に農振法第11条に基づく公告が行われる予定であり、農地転用許可申請は、この公告後に受付けることとなっております。

以上で議案第8号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、議案の28ページから31ページ「農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取に伴う参考資料」の「1. 農地法第4条申請予定のもの」の1番から順次、担当委員のご意見をお伺いします。

最初に農地法第4条許可申請予定のものについて、1番、2番、伊藤委員。

伊藤委員

7番の伊藤です。1番は4月20日に事務局職員と現地確認をいたしました。法人事務所の駐車場として利用している現況ではありますが、現況に合わせ周辺土地を含む分合筆を行ったものであり、問題ありません。

2番は9月21日に同じく現地調査をいたしました。申請人は故郷に住宅の建築を希望していますが、実家が土砂災害特別警戒区域にあるため、実家の建替えを断念し、やむなく隣接する当該区域外の申請地に住宅を新築するものであり、異議はありません。

議 長

3 番、谷口委員。

谷口委員

1 4 番の谷口です。9 月 1 7 日に事務局職員と現地確認をいたしました。申請人は道向かいの住宅を購入したものの、駐車場及び農業用資材置場のスペースが確保できないため、1 枚の田を分筆し、そこに設置しようとするものであり、問題ありません。

議 長

続いて農地法第 5 条許可申請予定のものについて、1 番、伊藤委員。

伊藤委員

7 番の伊藤です。9 月 2 1 日に事務局職員と現地調査を行いました。申請地を分筆して、住宅を建築しようとするものです。分筆元及び近隣の農地は譲渡人の所有地で休耕地であり、また耕作の見込みもないため、周囲の営農に影響を及ぼすことはありません。

議 長

2 番から 7 番、河野信義委員。

河野信義委員

1 3 番の河野です。いずれも 9 月 1 7 日に事務局職員と現地確認をいたしました。2 番、3 番については既存住宅を購入したところ、敷地内に登記地目が農地である土地が含まれていたものであり、申請地の現況は進入路、駐車場、倉庫及び庭敷ですが、いずれも住宅敷地を構成する土地であるため、転用はやむを得ないと認めます。

4 番は法人が建設機械の保管場所として利用しようとするもので、休耕の現況ですが、この辺り一帯の土地については、過去に農振除外を行った土地であり、これらを含め同目的で利用しようとするものであり、異議はありません。

5 番、6 番については、農福連携を行っている法人の代表者が、所有者である母から法人で借り受けていた申請地を譲り受け、経営の安定化を図るものです。現況は既に転用を行っているものや、道路の一部となっている部分もありますが、事業継続の観点から転用はやむを得ないと認めます。

7 番はおおむね山林の現況で不在地主であり、今後耕作や管理される見込みもないことから、太陽光発電設備の設置について、異議はありません。

議 長

8 番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。9月17日に事務局職員と現地確認をいたしました。現地は休耕の状況です。自動車販売事業を営む譲受人が、車両の保管場所として利用しようとするものです。近隣農地への影響もなく、問題はありません。

議 長

9番から17番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。9番、10番は6月17日に事務局職員2名と現地調査を行いました。9番、10番は隣接した農地で進入路は県道三次線に面し、資材置場として利用することによる、隣接農地への耕作には問題ないと思います。

11番、12番は9月17日に事務局職員2名と現地調査を行いました。11番は太陽光発電設備の設置案件で、12番は建設業を営む譲受人が既存の資材置場と一体で利用する申請です。2案件とも問題ありません。

13番は5月18日に事務局職員2名と現地調査を行いました。転用者所有の寺に駐車場がないことから、申請地を利用し門徒用の駐車場を設置するもので、周辺には農地はなく異議はありません。

14番から17番は9月17日に事務局職員2名と現地調査を行いました。譲受人は本社を市内に置き、安芸高田市で関連会社の〇〇農園により、養鶏事業を営んでおり、加えて液卵工場を併設して営業を行っています。この養鶏場において鳥インフルエンザが発生した場合、半径3km以内の区域は「移動制限区域」とされ鶏卵等農場外への移動が制限され、液卵工場の営業ができなくなる為、申請地へ液卵工場を移転する案件です。工場移転による近隣周囲の農地には問題ありません。

議 長

18番、19番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。18番ですが、9月21日に事務局職員2名と現地調査を行いました。休耕地への太陽光発電設備を設置するとのことで、時代の流れでしょうが許可相当で異議はありません。

次に19番ですが、7月20日に事務局職員2名と現地調査を行いました。住宅敷地の拡張ということで、許可相当と認めます。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第8号の23件を、「意見なし」と、市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第9号、「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取」について1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第9号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取の、1件について説明します。

令和3年9月15日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。

この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。

第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。

第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。

第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていること。
となっています。

なお、御存じのとおり、農業委員会法第8条の規定により、農業委員は、認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないとされております。

それでは、議案の32ページをご覧ください。

農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、33ページから36ページをご覧ください。

1番の申請者は、現在、性判別精液を用いた自家産後継牛の安定育成や、牛群検定による適切な飼養管理、受精卵移植による高価値な子牛生産に取り組んでおります。今後も、この取り組みを継続し、一頭当たりの乳生産量を増加させるとともに、空胎期間を短縮することで講師の生産頭数を増やしていく予定です。

また、経営移譲することを前提に、息子夫婦の経営参加を仕事の中心的役割へシフトさせ、ヘルパー制度を活用することにより、月3日の休日を確保し、堆肥舎を拡張し、堆肥の販売を進めることで、1人当たりの年間労働時間1,800時間、年間総所得1,123万円を目指す計画を立て、継続で認定を受けるものです。

以上で議案第9号の説明を終わります。

議 長

議案第9号の1件について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。1番、小林推進委員。

小林推進委員

佐伯区湯来町伏谷を担当しています、農地利用最適化推進委員の小林です。本日はよろしくお願いします。

〇〇さんの農業経営改善計画認定の申請について、10月29日に吉田農業委員とともに〇〇さんを訪問し、お話を伺いましたので発表させていただきます。

〇〇さんは酪農業に就かれて今年で51年目です。お父さんの後を継いで今日まで来ておられます。したがってこの申請も幾度となく更新され、この度の申請となります。

〇〇さんには、41歳の息子さんがおられ、彼も酪農に携わって約20年目で、現場の作業を主にやっておられます。

〇〇さんの気持ちとしては、いずれは息子さんと妻の〇〇さんに継いでもらえるように、しっかりとした経営計画を立て、これからも家族でしっかりと取り組んでいきたいと話されていました。

今後の取り組み方として、規模の拡大は農地面積等、地勢的に少し無理と思う、そこで現在は性判別精液を用いて自家産の後継牛を安定して育成し、定期的な牛群検定により、適切な飼養管理に努めています。また受精卵移植を積極的に行うことで、価値の高い子牛の生産にも取り組んでいます。今後もこの取組を継続して、一頭当たりの乳生産量を増加させるとともに、空胎期間を短縮することで子牛の生産頭数を増やし、増収、増益に努めたいと今後の目標を聞かせて頂きました。

また今後は良質な堆肥を製造して販売も行いたいとも話されていました。

生乳の出荷先は、地元の「砂谷牛乳」に出荷されています。湯来地区で5戸の酪農家が出荷されています。この度のコロナ禍で苦労したので、経営安定化のためには、どんな方法があるかを考えたいと話されていました。

経営管理のことについて伺ったところ、近年はパソコン簿記により財務状況を適正に管理されています。

それにより、青色申告も適正に行うことが出来ているようでした。

私からの意見は以上です。

議 長

小林推進委員からご意見をいただきました。吉田委員、この他何かご意見は

ありませんか。

吉田委員

〇〇さんは、当代で3代目です。今日まで当地域に遊休地が発生するたびに牧草地として耕作活用いただいております。地域にとって大切な酪農家であり、本改善計画が進むことを願い期待しているところです。以上です。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を「意見なし」と市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第10号、「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について」について、9件を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第10号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断についてです。

農地の利用状況調査の結果、「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない」と認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の37ページをご覧ください。

今回、1番から4番で上程している合計9筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の「山林」もしくは、

笹、カヤ等の「原野」であり、「農地に該当しない」と判断される土地です。

以上で議案第１０号の説明を終わります。

議 長

議案第１０号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。１番、２番、山本委員。

山本委員

４番の山本です。９月２８日に川崎推進委員と現地調査を行いました。雑木等が繁茂し、山林の現況であったことを認めます。

議 長

３番、４番、下谷委員。

下谷委員

９番の下谷です。９月２７日に上口推進委員と現地調査を行いました。雑木、竹、笹、カヤ等が繁茂し、山林の現況であったことを認めます。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第１０号の９件を非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。

報告第１号から第７号の専決処理について、１２６件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

報告第1号から第7号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（42ページから45ページ）の26件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（46ページから55ページ）の58件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請（56ページ、57ページ）の8件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出（58ページ、59ページ）の15件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用許可取消（60ページ）の1件、報告第6号、農地転用届出撤回（61ページ）の2件、及び報告第7号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認（62ページから65ページ）の16件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第7号までの説明を終わります。

議 長

報告第1号から第7号まで説明がございましたが、何か質問がございますか。

（委員：質問なし）

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5の、「農政に係る審議事項」の議題に入ります。

はじめに、「遊休農地について」事務局に説明をお願いします。

事務局（森下技師）

遊休農地についてです。資料1、2ページをお開きください・

広島市全体では、242筆、145, 586㎡となりました。

その内訳は、R3新たな遊休農地、78筆、50, 134㎡、R2以前からの遊休農地164筆、95, 452㎡でした。

令和2年度の遊休農地は、表の中ほどにありますとおり、257筆、152, 559㎡でした。

その表の上に、R3に解消された遊休農地があります。推進委員及び農業委員に遊休農地の解消に努めていただいたところ、93筆、57, 107㎡解消されました。

内訳は、耕作・保全管理された農地が71筆、39, 038㎡、非農地等となった農地が22筆、18, 069㎡ありました。

さきほど、申し上げましたように、解消されなかった、遊休農地が164筆、95, 452㎡となっています。

解消されなかった、遊休農地の中で、勧告となる農地はありません。

次のページからは、地区協議会ごとに、遊休農地の筆数及び面積を掲載しております。

続きまして、令和2年度以前からの遊休農地についてです。5ページからです。6

ページをお開きください。

表の右端に農地所有者等のR 2までの意向を記入しております。

また、右端から2番目の欄に、R 3の調査で、農地がどのようなであったかを記入しております。このうち、遊休のままである農地については、今年度から再度意向調査を行うよう変更となりました。

現在、推進委員が11月末を目標に農地所有者等へ意向調査を実施しているところです。委員におかれましては、推進委員と協力して、意向を聞いていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

また、これらの農地の中で、調査した時は、遊休農地であったが、その後に、耕作・保全管理などがされていまして、事務局まで、お知らせください。

続きまして、勧告農地についてです。12ページからです。13ページをお開きください。

勧告が行われる農地は、農業振興地域内の農地で、1,000㎡以上の農地です。

現在、農地中間管理機構への意思表示をしておらず、自ら耕作の再開を行わないなど、遊休農地を放置している場合です。

また、中間管理機構への貸付申込書の提出のない場合も該当いたします。

勧告になりますと、課税強化となり、R 4年度から固定資産税が1.8倍となります。今年度、解消されなかった遊休農地の中で、新たに勧告となる農地はありません。

また、昨年度までに勧告済みの農地が、2筆 2,427㎡あります。

これらの勧告済みの農地で、現地在保全管理等されていまして、至急事務局までお知らせください。勧告を取り下げます。

続きまして、令和3年度新たな遊休農地についてです。14ページからです。15ページをお開きください。

今年度の利用意向調査の結果を基に、推進委員に新たな遊休農地を選定していただき、農業委員の確認後、事務局に提出していただきました。

また、10月に、事務局は、推進委員と現地調査をいたしまして、この表を作成しております。

現在、推進委員が11月末を目標に農地所有者等へ意向調査を実施しているところです。

委員におかれましては、推進委員と協力して、意向を聞いていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で遊休農地の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、令和3年度遊休農地につきましては、現在、推進委員が、意向調査を実施されておりますので、その支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、議事日程6の、「その他」事項に入ります。

はじめに、「令和4年度広島市農政に関する意見書の提出・議長要請結果報告」につ

いて、鍛冶山会長職務代理者から報告いたします。

鍛冶山会長職務代理者

「令和4年度 広島市農政に関する意見書の市長提出・議長要請結果報告」について、私から報告させていただきます。配布資料の18ページ、資料2をご覧ください。先月28日に農業委員6名、農地利用最適化推進委員3名が出席し、市長へ意見書を提出し、また、議長へ農政に関する要請を行いました。提出した意見書は、19ページから23ページとなっております。

また、松井市長、佐々木議長からは、24ページのような、前向きなコメントをいただいております。

詳細については、この24ページをお読みいただければと思いますが、私からも、コメントについての概要をお伝えします。

まず、松井市長からのコメントについてです。

1つ目の「認定農業者等中核的担い手に対する支援について」は、販路拡大の視点から、平和大通りで毎週行っている「ひろしま朝市」を回数や開催場所を増やす等、規模拡大していくこと。

また、それにあたって、配送体制等の財政的支援についてご提案いただきました。

2つ目の「多様な担い手の育成・確保について」項目については、引き続き振興センターと協力してやっていくとのことでした。

3つ目の「有害鳥獣対策の強化」については、

駆除計画を立てても、駆除に従事者する方の高齢化により実現が難しいことから、専門家を取り込むこと、また、有害鳥獣対策を広島市単独でやるのではなく、広域連携市町と協力した体制を作ることを事業化できないか検討されているとのことでした。

次に、佐々木議長からのコメントですが、

佐々木議長ご自身も百姓をされていたこともあり、有害鳥獣について問題意識を持っており、各会派に配布し周知すると仰っておいりました。

出席された委員から、そのほか所感等ありましたら、ご報告いただきたいと思います。

議長

ご報告ありがとうございます。

以降については、事務局から報告をお願いします。

事務局（石原次長）

10月13日に開催された広島市議会令和2年度決算特別委員会分科会での、農業関係の質疑についてご報告いたします。

資料の26ページをご覧ください。

まず、安佐北区の今田委員から、有害鳥獣の駆除について、質問がありました。

まず、昨年度の予算額、決算額に関する質問に対し、農家への防除施設整備費の補助などを行う「防除」については、予算額1,126万9千円、決算額688万6千円、駆除委託などを行う「駆除」については、予算額7,027万5千円、決算額6,039万6千円、緩衝帯整備への支援を行う「環境整備」については、予算額163万6千円、決算額23万9千円であるとの答弁がありました。

次に、打ち上げ花火による対策への支援の推移、昨年度の捕獲柵によるサルの捕獲実績、「鳥獣害緩衝帯整備事業」の実績に関する質問に対し、地域団体に防除費用の一部を補助する「地域で取り組む有害鳥獣対策事業」の採択及びそのうち花火購入費を

補助した件数は、平成30年度が採択12件で花火が7件、令和元年度が採択45件で花火が38件、令和2年度が採択81件で花火が70件であること、市内の16基の捕獲柵による昨年度のサルの捕獲数は、全86頭のうち49頭であること、「鳥獣害緩衝帯整備事業」の昨年度の実績は、1か所で、0.21haであるとの答弁がありました。

次に、農家の高齢化で捕獲物の処分が困難となっている状況を、どう考えているかとの質問に対し、焼却施設への運搬が大きな負担であり、負担軽減対策を検討するとの答弁がありました。

最後に、現在、県と市はどのような連携を取っているのかとの質問に対し、被害状況や対策に関する情報共有、狩猟期間の延長や夜間銃猟の実施などの要望、「広島県西部地域野生鳥獣対策広域連携協議会」への参画による集中捕獲等の取組を実施している、今後とも緊密に連携して広域的な対策の推進に努めるとの答弁がありました。

続いて、西区の山本委員から、有害鳥獣対策について質問がありました。

まず、「いのしし捕獲柵等設置事業補助」の内容及び予算額、決算額、区ごとの補助件数、「有害鳥獣駆除従事者育成事業」の内容、実績についての質問に対し、「いのしし捕獲柵等設置事業補助」は、農家に対し捕獲柵等の資材費の一部を補助するもので、予算額、決算額とも437万9千円で、補助件数は、東区3件、南区2件、西区2件、安佐南区21件、安佐北区54件、安芸区26件、佐伯区13件の計121件であること、「有害鳥獣駆除従事者育成事業」は、狩猟免許取得に係る講習会受講や受験費用の一部を補助するもので、11名に、5万4千円を交付した、との答弁がありました。

次に、近年、己斐地区の市民菜園で有害鳥獣被害が発生しているが、対策はあるか、との質問に対し、開園者である農地所有者が防護柵を設置する場合、「いのしし捕獲柵等設置事業補助」が活用できるので、開園者や管理受託者に制度を周知していく、との答弁がありました。

最後に、有害鳥獣対策の一環で住民が行う、防護柵の設置や森林整備の実施への支援はあるか、との質問に対し、団地住民が行う防護柵の設置には「地域で取り組む有害鳥獣対策事業」、地域住民による森林整備には、「里山林再生整備事業」「市民協働森づくり支援事業」「里山整備指導者派遣事業」の補助制度があるとの答弁がありました。

資料の次のページをご覧ください。

安佐南区の藤井委員から、環境にやさしい農業の推進についての質問がありました。

まず、「環境にやさしい農業の推進」とはどういったもので、「環境保全型農業」とどう違うのか、との質問に対し、「（環境にやさしい農業の推進とは）化学肥料や農薬の使用の低減により環境負荷を軽減する農業を推進するもので、環境保全型農業を「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義する国の考え方に基づくものであり、両者に違いはない、との答弁がありました。

次に、過去3年間の予算額・決算額、取組内容についての質問に対し、平成30年度は予算額、決算額とも9万3千円で、リン酸を減少させる土壌改良資材導入試験の農業者への委託、令和元年度は予算額25万円、決算額13万5千円で、土壌改良を目的とした太陽熱養生処理試験の農業者への委託、令和2年度は予算額9万3千円、決算額8万7千円で、土壌診断に必要となるPHメーターの購入である、との答弁がありました。

次に、市ではなぜ有機農業の推進を掲げないのか、との質問に対し、有機農業は、品質や収量の低下、コストの増加等の課題があるうえ、化学肥料や農薬を全く使わない農産物生産は難易度が高く、採用する農家がほとんどいないため、これらの使用低減により環境負荷を軽減する「環境にやさしい農業」を推進しているとの答弁があり

ました。

次に、同じく藤井委員から、中山間地域の活性化と新規就農者支援について質問がありました。

まず、“ひろしま活力農業” 経営者育成事業の実績と課題についての質問に対し、平成9年度の開始以来45名が就農者として定着した。コマツナの価格下落や各種資材、人件費の増加による経営環境の悪化が課題となっている、との答弁がありました。

次に、学校給食など安定した売り先が確保され有機農業に転換する農家が増えている自治体があるが、市として有機農業の推進方針を持つべきではないか、との質問に対し、有機農業には様々な課題があるため、まずは希望者に対し、有機農業を行いやすい環境の農地のあっせんや技術情報の提供などの支援を行っていききたい、との答弁がありました。

続いて、安佐南区の川本委員から、地場産農作物の消費拡大についての質問がありました。

まず、「広島広域都市圏農作物生産・出荷促進商談会」「ひろしまそだち地産地消推進事業」の目的、令和2年度の実績に関する質問に対し、「広島広域都市圏農作物生産・出荷促進商談会」は、生産者等と市場の卸売業者との商談機会を設け、圏域内の市場への出荷の拡大を図るもので、令和2年度は11月17日に生産者24名、卸売業者6社が参加して開催し、祇園パセリなど6件の商談が成立したこと、「ひろしまそだち地産地消推進事業」は、市内産農産物を“ひろしまそだち” 産品としてブランド化し、その消費拡大を図るもので、令和2年度は、小売店における、産品の特長をPRするPOPの提示、産品を使ったレシピ動画の作成と配信、バイヤー等を対象とした産地見学ツアーなどを実施した、との答弁がありました。

次に、学校や病院の給食での地場産農産物の積極的な利用促進に取り組んではどうかとの質問に対し、学校給食での地場産農産物の令和2年度の使用量は313トンで全体の17.4%である。今後は学校に加え、公立病院での利用促進の可能性を関係機関と協議していきたい、との答弁がありました。

次に、同じく川本委員から、地場農業の促進について、青年新規就農者確保事業の内容、実績に関する質問があり、これに対し、49歳以下の新規就農者に、就農後最長5年間、年間最大150万円を交付するもので、令和2年度は活力農業修了生9名を含む12名、平成24年度からの合計では、活力農業修了者23名を含む34名に交付した、との答弁がありました。

報告は以上です。

事務局（森下技師）

続きまして、配布資料4の第4回地区協議会開催日程についてです。資料の28ページになります。

各地区の日時及び場所については、資料の通りですが、太字ゴシック体で印字されている部分について、説明いたします。

日時については、旧市が9：30、安佐南区が15：30からの開催となっています。

場所については、白木・高陽地区が安佐北区役所2階の第3会議室、可部・安佐地区が安佐公民館1階の研修室1となっていますので、お間違えの無いようお願いいたします。

内容については、資料に記載の項目を予定していますので、よろしくお願いします。

事務局（有馬主査）

続きまして、配布資料6の令和3年11月の現地調査日程についてです。資料の29ページになります。

今月の許可案件等の受付締切日は11月15日（月）です。

現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、15日の夕方（17：15～18：00頃）に電話で調整させていただきます。

現地調査日程は、16日（火）の午前は旧市、午後は安芸区、17日（水）の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、18日（木）の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。

許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

これで令和3年第11回総会を終了しますが、その他全体的にご意見等がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

では、冒頭にありましたように、農業委員、推進委員の次期改選に係る定数等について、事務局から説明をお願いします。

事務局（石原次長）

それでは、資料により、農業委員、推進委員の改選事務等について、10月総会での説明の際、検討中であった定数案を中心に、説明します。

資料の順とは逆になりますが、まず（2）の「農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数案について」から説明します。資料の3ページをお開きください。

まず1の農業委員の定数については、10月の総会で御説明したとおりで、現行の19人で変更はありません。

次に、2の推進委員の定数についてです。

まず、市全体の定数ですが、現行のままの、42人としております。

これについては、下の四角内のとおり、農地面積100haに1人の基準を適用すれば、現行から5人減の37人となるが、今年9月の農地法施行令等の改正で、一定の要件を満たせば、基準の2倍まで定数を増やすことができるの特例が設けられたため、次期定数をどうするかを検討中である旨、10月の総会でご説明いたしました。

これについて、市と協議・調整を進めた結果、推進委員の人数が減ることによる一人一人の推進委員の負担増や、地域活動力の低下を防ぐ必要があることから、特例を適用し、当面、現行の定数を維持することで、市長まで了解が取れたものです。

次のページをご覧ください。地区ごとの推進委員の定数です。

全体の定数が維持されることから、各地域での活動の継続性も考慮し、各地区の定数も現行のままとすることとしております。

次に、(1)の改選スケジュールについてです。資料の1ページにお戻りください。

10月総会で説明した内容と変わっていませんが、定数の変更がないため、12月の市議会での「定数条例」の改正及び12月総会での「推進委員設置条例」の改正手続きは、不要となる予定です。また、農業委員、推進委員の募集時期は、12月中旬から1月中旬となっています。あと1月少々で募集開始となりますので、ご検討いただきますようお願いします。

以上の案については、本日総会前に開催いたしました役員・地区協議会長会議でご了承いただいております。

また、本日ご了承いただきましたら、今月開催される各地区協議会で、推進委員の皆さんにも説明したいと考えています。

説明は以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

次回の総会は、令和3年12月6日(月)午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

皆さん、本日は長丁場にもかかわらず、会議進行にご協力いただき、ありがとうございます。お疲れのことと思いますので、お気をつけてお帰りください。次回の総会は12月6日です。今後ともどうぞよろしくお願いします。